

令和6年度第6回 区政運営会議 記録要旨

1 日 時	令和6年7月12日（金）10：00～10：25	2 場 所	第五委員会室		
3 件 名	令和7年度予算編成に関する基本方針について（依命通達）骨子案について				
4 出 席 者	区長、堀越副区長、新井副区長、教育長 各部長・担当部長 企画経営部各課長・総務課長・戦略広報課長	5 会 議 結 果	<input checked="" type="checkbox"/> 案のとおり決定する。 <input type="checkbox"/> 一部修正の上、決定する。 <input type="checkbox"/> 継続して検討する。 <input type="checkbox"/> 案を否決する。	【備考】	
6 会 議 内 容	<p>【指示事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本骨子案の基づき、依命通達の作成を進めること。 ・依命通達本文において、M V Vや危機管理（気候変動・災害対応・熱中症対策）等について触れること。 ・各課においては、依命通達の趣旨に則り、事務事業評価に限らず自主的な事業の見直し（スクラップ）に努めること。 ・また、現場から上がってくる区民の声・ニーズをくみ取り、積極的に新規事業を提案すること。 				

付 議 事 案 書

審議事項 ・ 報告事項

1 件 名	令和7年度予算編成に関する基本方針について（依命通達）骨子案																					
2 担当部課	企画経営部財政課			3 関連部課	全部局																	
論 点 4 （決定を要する事項）	令和7年度予算編成に関する基本方針について、依命通達により全部局に周知を図るにあたり、別添骨子案の内容をもとに作成を進めてよろしいか。																					
5 概 要	① 現 状 課題	予算編成の基本方針や留意事項について、全職員が認識を共有し、令和7年度予算編成に臨む必要がある。	② 付議事案	目 的	適正かつ効果的な予算編成を行うため、予算編成の基本方針および留意事項について全部局に周知を図る。																	
				対応方策	拡大部課長会において、依命通達および予算編成方針の内容について企画経営部から説明する。																	
	③ その他（スケジュール等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区政運営会議（令和6年7月12日） 骨子案の審議 ・ 令和7年度予算編成に関する基本方針について（依命通達）区長決定（令和6年7月下旬予定） ・ 拡大部課長会（令和6年8月1日） 基本方針および留意事項等の周知 			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1495 1312 1762 1375">項目</th> <th data-bbox="1762 1312 1970 1375">有無</th> <th data-bbox="1970 1312 2929 1375">方法（時期）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1495 1375 1762 1459">条例規則</td> <td data-bbox="1762 1375 1970 1459">無</td> <td data-bbox="1970 1375 2929 1459"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 1459 1762 1543">議会説明</td> <td data-bbox="1762 1459 1970 1543">無</td> <td data-bbox="1970 1459 2929 1543"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 1543 1762 1627">区民参加</td> <td data-bbox="1762 1543 1970 1627">無</td> <td data-bbox="1970 1543 2929 1627"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 1627 1762 1711">報道発表</td> <td data-bbox="1762 1627 1970 1711">無</td> <td data-bbox="1970 1627 2929 1711"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 1711 1762 1764">広報・HP</td> <td data-bbox="1762 1711 1970 1764">有</td> <td data-bbox="1970 1711 2929 1764">拡大部課長会后、HPに公開</td> </tr> </tbody> </table>	項目	有無	方法（時期）	条例規則	無		議会説明	無		区民参加	無		報道発表	無		広報・HP	有
項目	有無	方法（時期）																				
条例規則	無																					
議会説明	無																					
区民参加	無																					
報道発表	無																					
広報・HP	有	拡大部課長会后、HPに公開																				
6 参考情報				7 添付資料	令和7年度予算編成に関する基本方針について（依命通達）骨子案 〔参考〕 令和6年度予算編成に関する基本方針について（依命通達）																	

令和7年度予算編成に関する基本方針について（依命通達）骨子案

I. 令和7年度予算編成の基本方針

1. 骨子（本文）

- 令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類相当となる中、コロナ禍後の経済へ移行。
- 内閣府の月例経済報告（令和6年6月）では、景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復しているとの基調判断が示されたものの、エネルギー価格や原材料高に加え、円安の要素が物価高騰を加速させており、区民生活や区内経済に大きな影響を与えている。
- 国内では、直近の人口動態統計において、合計特殊出生率が1.20と過去最低を更新する中、東京都は0.99ともっとも低く、品川区は0.96（速報値）とさらに下回った。少子化の傾向が経済成長にとって重しとなることは、区においても例外ではない。こうした危機的な状況に対応すべく、すべての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援していくことが、基礎自治体である区に求められている。
- また、来るべき人口減少社会を見据え、労働人口の減少といった社会的課題を解決するため、DXを推進し、業務の効率化・生産性向上を実現していく必要がある。
- 将来的に直面する社会的課題の解消・克服を力に変え、区として、区民のウェルビーイング（幸福）向上を実現すべく、適切なりソース配分とさらなるスピード感を持った施策展開が不可欠な状況にある。

2. 3つの基本方針

（1）ウェルビーイング予算の加速

- ・区民アンケートの調査結果から分析された、区民が「自分らしく幸せに暮らしていくために重要だと考える」、優先度の高い4つの政策領域「安全安心を守る」、「社会全体で子どもと子育てを支える」、「生きづらさをなくし住み続けられるやさしい社会をつくる」、「未来に希望を持てるサステナブルな社会をつくる」の進化（深化）に向けて、関連の取り組みを加速化させること。
- ・そのために事務事業評価により20億円を生み出し、これを原資としてアジャイルマインドをもって区民の「ウェルビーイング（幸福）」に資する施策を企画・実現するとともに、国・都支出金の活用等の徹底等による収入の確保と効果的・効率的な財政支出（ワイズスペンディング）の双方を意識した予算編成とすること。

（2）SDGsの推進

- ・SDGs未来都市および自治体SDGsモデル事業にダブル選定を契機に、SDGsの達成に向けた取り組みをさらに加速させ、「子どもとともに創るウェルビーイングシティしながわ」を目指すため、SDGsの17のゴールは、区のすべての施策において考慮すべき共通目標であることを意識して施策を展開すること。
- ・施策の企画・立案の際は、SDGsのすべてのゴール・ターゲットを俯瞰し、幅広い視点とバランス感覚を持って、「経済・社会・環境」の三則面の調和、経済的価値と社会的価値の両立が図れるように留意すること。
- ・誰一人取り残さない持続可能なまちをつくるため、区民や事業者、地域団体、教育機関など多様なステークホルダーと連携し、官民共創を積極的に推進すること。
- ・策定中のSDGs未来都市計画および改定中の総合実施計画の内容との整合性を図ること。

（3）DXの推進とワークスタイルイノベーションの実現

- ・将来的な新庁舎整備を見据える中、ワークスタイルイノベーションを念頭に、人材育成方針に基づきDX人材の育成を進めるとともに、各部局において生成AIやデジタルツールの活用などにより業務プロセスを見直し、業務の効率化を図ること。

II. 予算編成時における留意事項

1. 全般的事項について

- （1）3つの基本方針に基づく大胆かつ進取的な予算要求
 - ・ウェルビーイング予算の加速、SDGsの推進、DXの推進とワークスタイルイノベーションの実現
- （2）議会審議、監査の指摘事項および区民要望に留意した予算要求
- （3）職員定数の適正化および長時間労働の抑制
- （4）障害者活躍の推進
- （5）ジェンダー平等を意識した施策の推進（ジェンダー・ギャップの解消）
- （6）包括的連携協定を生かした官民共創の推進
- （7）経常的経費について
 - ・引き続き部局編成枠による編成を行う
 - ・事務事業評価による削減を徹底し、シーリングは行わない。

2. 歳入について

- （1）特別区民税の年間収入の的確な見込み
- （2）国および都の補助制度等
 - ・国・都支出金については、補助制度の創設、組替えなどの動向に注意を払い、積極的な活用を図るなど、一層の収入確保に努めること。
- （3）基金について
- （4）起債について
- （5）各施設使用料および手数料の適正化
- （6）その他収入について
 - ・クラウドファンディングを含めたふるさと納税の活用を検討し、より一層の税外収入の確保に努めること。

3. 歳出について

- （1）既存の事務事業のスクラップについて
 - ・事務事業評価による見直しを行い、ゼロベースの視点から縮減・廃止を検討すること。その際は、費用対効果に見合わない事業や、時代の潮流や流行に伴い開始したものの見直しの時期を逸し、現在まで継続している事業等についてスクラップを進めるとともに、新規事業を実施する際は終期（見直しの時期）を設定すること。
- （2）各種委託経費の適正化について
 - ・委託業務全般について、仕様内容が適正であるかを必ず確認し、職員が実施すべき業務と委託がふさわしい業務とを精査のうえ、不断の見直しを行い、必要最小限とすること。
- （3）合理的配慮（障害者差別解消法）について
- （4）目的に応じた効果的な啓発・情報発信について
 - ・目的に応じてウェブサイトやSNSなどデジタル媒体を積極的に活用すること。「誰に何の情報を届けるか」等ターゲットを意識した効果的な情報発信を行うこと。
- （5）ゼロカーボンシティしながわ宣言に基づく施策の推進について
- （6）施設・設備の大規模改修について
- （7）施設の新築、改築について
 - ・コストの低減を図るため華美な仕様を控え標準的な仕様として過大な投資を避けること。
- （8）公共工事設計労務単価について
- （9）用地取得について
- （10）各種団体等に対する補助金について

品企財発第15号
令和5年8月1日

各 部 局 長 様

品川区副区長

桑 村 正 敏

(公印省略)

令和6年度予算編成に関する基本方針について(依命通達)

日本社会、そして区政も今、時代の大きな転換期の真ただ中にある。

令和2年に国内で初めて発生した新型コロナウイルス感染症は、未だ完全に終息を向かえてはいないものの、当初から状況は大きく変化し、感染状況を注視しつつも、平時に近づきつつある。しかしながら、コロナ禍の3年間を経て、人々の暮らしや価値観は一層多様化し、デジタル化が急速に進展するなど、区政を取り巻く環境に大きな変化が生じている。そうした中であって、子育て、教育、福祉、街づくり、行政のあり方自体も含め、区政を、時代や社会のニーズにあわせて機動的に変革し、様々な変化を捉えた施策を展開する必要に迫られている。

日本経済においては、ロシアによるウクライナ侵略が長期化し、また、欧米各国における政策金利の引き上げは、金融市場の不安定化にもつながっている。この長期化・不安定化による影響は国内においても深刻であり、エネルギー価格や原材料高、さらには円安の要素が加わり、価格上昇の圧力が長期間にわたって続く可能性がある。このような物価高騰が、区民生活や区内経済に大きな影響を与えるなど、今後の区の財政環境の先行きを見通すことが困難な中であって、「区民の幸福(しあわせ)」の実現につながる施策を積極果敢に講じていくことが重要である。

さらに、国内においては、出生率の減少や賃金の上昇といった人口と労働力の変化が加速している。政府は「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、経済の付加価値を高めることによる成長と分配の好循環を促すとともに、未来への投資として子ども・子育て政策を中心に掲げていることは、地域社会の持続可能性を確保するためにも、

極めて重要であり、区においても、国や都との適切な役割分担の下、真に実効性のある取組を積極的に講じていかなければならない。

また、社会に目を向けると、さらなる進展が見られるデジタル化とイノベーションの領域において、革新的な取り組みと技術の導入について重要性が増している。DXを加速化することで業務の効率化や効果的なサービスの提供が実現でき、加えて、職員の生産性向上や業務負荷の軽減にもつながる。さらに、データ分析や人工知能の活用により、これまで以上に効果的な意思決定や予測が可能となり、地域のニーズに合わせた個別化されたサービスの提供が容易になる。区においても、IT知識の習得・向上やこれらの技術を積極的に取り入れ、効率的な行政運営と区民満足度の向上につなげていかなければならない。

区はこれまで、不断の行財政改革により健全財政を確立し、様々な先進的な施策に取り組んできた。しかしながら、これまでとは次元の違う、時代の大きな転換期を迎えており、区民の幸福(しあわせ)、すなわちウェルビーイングを基軸に据え、適切なりソース配分とさらなるスピード感をもった政策展開が欠かせない状況にある。

あわせて、令和6年度予算編成過程においては、政策評価・事業評価の取り組みを一体的に反映させるため、これまで以上に事業の実効性と効率性に対する分析を行う必要がある。

よって、各部局においては、

第一に、子ども、現役世代、高齢者、障害者など、誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川区を目指す。そのために、現在および未来においても、区民の誰もが幸福を実感できることを念頭においた施策を展開すること。

第二に、全ての職員の知恵と能力を活かすため、職員事業提案制度を実施する。提案された事業については、関係する全ての部署が提案内容と現行の課題や既存事業との関係等を勘案し、新たな施策として実施の検討をすること。

第三に、経済状況の不透明さや物価の高騰を踏まえるとともに、事務事業評価により見直すべき事業を確実に検証し、無駄を排除するよう努めること。あわせて、実施計画やSDGsの推進を確実に進めるため、さらなる課題解決に邁進し、歳出と歳入の双方において、努力と工夫を凝らした予算編成を行うこと。

以上の基本方針を踏まえ、下記事項に留意して令和6年度の予算の編成にあたられた
い。

この旨、命により通達する。

記

1 全般的事項

予算編成にあたっては、年間予算を的確に見積もり、限られた財源の中で区民の
ウェルビーイング（幸福）を意識し、重点施策が着実に実施できるよう、各部局に
おいては、区長の指示事項を踏まえ、既存事業の内容・実施方法などの見直しの徹
底を図る等、主体性を発揮し取り組むこと。

(1) 基本方針について

前文に掲げる3つの基本方針に基づいた、大胆かつ進取的な取り組みについて
積極的に予算要求を行うこと。

(2) 指摘・要望事項について

これまでの議会審議、監査の指摘事項および区民要望に十分留意し、これらを踏
まえた予算要求を行うこと。

(3) 事務事業運営の効率化について

品川区DX推進基本方針に基づき、行政手続きのオンライン化やAI（人工知能）、
RPA（ロボットによる業務自動化）などのデジタル技術の活用および民間活力の
導入の検討を積極的に行うとともに、新庁舎への移転を見据えた業務改善を順次検
討すること。また、施設整備や施設運営については、コストの最小化に努めるとと
もに、節電をはじめとする省エネに配慮した工夫を心がけること。

(4) 職員定数の適正化および長時間労働の抑制について

① 「しながわへく」基本方針に基づき、事業のスクラップアンドビルド、業務の
効率化等に努め、真に職員が行うべき業務を明確にし、職員定数の適正化を図る
こと。

② 公務能率を高め、短時間で成果を上げるよう、勤務時間に対する意識を改革し、

長時間労働の抑制に取り組むこと。

(5) 障害者活躍の推進について

- ① 「品川区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害
者が就労する施設等が供給する物品や役務の活用を検討すること。
- ② 「品川区職員障害者活躍推進計画」に基づき、令和4年度に各課等で行っている
印刷・封入等の軽作業を引き受ける「業務支援室」を設置した。障害者活躍の推
進を図るため、積極的に「業務支援室」を活用すること。

(6) ジェンダー平等の視点に基づいた施策推進

- ① 性別等にかかわらず、区民一人ひとりがそれぞれの意思・能力を発揮して、
あらゆる分野での参画・活躍をなお一層推進していくための施策を展開すること。
- ② 会議・審議会等における女性委員の登用を推進（委員構成を男女いずれの性も
40%以上を目標）し、あらゆる分野において男女共同参画を図っていくこと。

(7) 経常的事務事業について

経常的経費については、引き続き部局編成枠方式による編成とし、各部局長は、
事業執行の効率化の観点から、自主的な工夫を反映させること。また、既存事務事
業の見直しを徹底するとともに、これまで以上に部内の調整を図ること。

2 歳入に関する事項

(1) 区税収入について

一般財源に占める重要性を認識のうえ、経済情勢や税制改正等を十分見極め、的
確な年間収入を見込むこと。

(2) 国・都支出金について

- ① 補助制度を最大限に活用することはもとより、補助制度の創設や組替えなど、
国・都の動向に十分留意すること。
- ② 超過負担の原因となっている補助基準（単価・規模等）の改善を要望するなど、
積極的な財源確保に努めること。

(3) 基金について

積極的な施策展開を行う事業については、充実可能な基金の活用を図ること。

(4) 起債について

区債発行については、将来負担等を勘案し、慎重に行うこと。

(5) 使用料および手数料について

各施設使用料等について、受益者負担の考えを踏まえ、適正化を検討すること。

(6) その他の収入について

各種団体が行っている助成制度の情報収集に努め、積極的に活用するとともに、クラウドファンディングやネーミングライツ等の活用を検討し、より一層の税外収入の確保に努めること。また、有効活用が困難な公有財産は、早期の処分に努めること。

3 歳出に関する事項

(1) 既存の事務事業について

事務事業評価による見直しを徹底し、効果やニーズの低くなった事業、多額の不用額が生じている事業は、ゼロベースの視点から縮減・廃止すること。

(2) 各種委託経費の適正化について

委託業務については、仕様内容が適正なものであるかを再度確認し、改めて、真に職員が実施すべき業務と委託化がふさわしい業務とを精査のうえ不断の見直しを行い、必要最小限とすること。

(3) 啓発物品・印刷経費の適正化について

啓発物品・印刷物の作製・購入にあたっては、費用対効果など必要性を精査し、必要最小限のものとする。また、印刷物については目的に応じてWEBサイトやSNSなどデジタル媒体を活用し、SDGsの観点からも紙媒体の縮減を図ること。

(4) 合理的配慮（障害者差別解消法）について

障害のある人への合理的配慮の提供にあたり、現状の運用や実施手法等を再検討し、サービスの見直し・向上を図ること。

(5) ゼロカーボンシティしながわ宣言の実現に向けて

2030年度のカーボンハーフ、2050年度のゼロカーボン達成に向けて、「品川区環

境基本計画」および「品川区職員環境行動計画」に基づき、低炭素電力会社への切り替えや施設・設備の省エネルギー化、使い捨てプラスチック製品の使用削減等を図り、二酸化炭素排出量の削減に取り組むこと。

また、「品川区公共建築物等における木材利用推進方針」に基づき、多摩産材および協定締結自治体の産材を積極的に利用し、木材利用の推進に努めること。

(6) 施設・設備の大規模改修について

老朽度や耐震性、安全性等の状況を的確に把握するとともに、区民・利用者への影響や利便性の向上を考慮し、時機を逸することなく必要な経費を要求すること。その際、中長期改修計画を踏まえ、二重投資とならないよう注意するとともに、建物で消費するエネルギーを大幅に削減したネット・ゼロ・エネルギー・ビル（以下、ZEBという。）化を推進すること。

(7) 施設の新築、改築について

機能・維持管理の効率性および省エネに留意し、コストの低減を図るため標準的な仕様として過大な投資を避けるとともに、民間の資金、ノウハウを活用し、整備後の運営経費についても十分に検討すること。なお、整備する際は、ZEB化を推進すること。

また、施設の廃止に伴う跡地の利用計画は、早期に検討を進めること。

(8) 公共工事設計労務単価について

設計・工事費の積算にあたっては、労務単価の改定を適切に反映すること。

(9) 用地取得について

- ① 公示価格、基準地標準価格、売買実例等を参考に、土地利用計画、取得時期、借上げ等を含め十分に検討して要求すること。
- ② 事業に必要な用地においては、適地が出るのを待つのではなく、民有地も含めて積極的に情報収集を行うこと。

(10) 各種団体等に対する補助金について

補助基準の明確化を図るとともに、補助の必要性および効果を十分に検証し、効果が薄れたものは、積極的に整理縮小に努めること。